

第 2 回

新町の事務所の位置等検討小委員会

平成 16 年 1 月 27 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第2回新町の事務所の位置等検討小委員会 会議録

日 時 平成16年1月27日(火) 午後2時00分～午後3時45分

場 所 美方町総合センター

出席者

委員会委員(計15名)

美方町	村岡町	香住町
(上田節郎)	岩槻 健	藤原久嗣
吉田範明	谷淵栄一	上田 孝
本城繁信	板坂公二	橘 秀夫
中村治泰	三好忠男	柴崎一秀
朝倉富征	井上源一	中村 暁

幹事会(計7名)

美方町	村岡町	香住町
藤村吉孝	中村一治	大瀧正博
	太田培男	米田 稔
	杉谷信義	谷岡喜代司

事務局(計6名)

藤原進之助	穴田康成	清水幸信
岸本典明	辺見泰正	田尻幸司

欠席者

幹事会(計1名)

美方町
吉田博昭

傍聴人 30人

第2回新町の事務所の位置等検討小委員会

と き：平成16年1月27日(火)

と ころ：美方町総合センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第3号 庁舎機能のあり方について

5 その他

今後の小委員会開催日程について

平成16年2月 5日(木)午後1時30分～ 村岡町老人福祉センター

平成16年2月16日(月)午後1時30分～ 香住町文化会館

平成16年2月26日(木)午後6時00分～ 美方町総合センター

6 閉 会

藤原事務局長 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、御参集くださいます。まことにありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、藤原委員長から会議の開会宣言と御挨拶を頂戴したいと思います。

藤原委員長 委員の皆さん方の忌憚のない意見を交換をしていただきながら、3町の新しい事務所の位置について方向を定めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

藤原事務局長 それでは、小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づきまして、委員長に議長を務めていただき、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤原委員長 それでは、第2回小委員会を開会をいたします。

まず、次第第3の議事録署名委員の指名につきましては、会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、私から指名をさせていただきます。

村岡町の岩槻健委員、香住町の柴崎一秀委員によろしく願いをいたします。

それでは、協議に入りたいと思います。

最初にちょっと御相談をしたいんですが、きょうの協議の持ち方ですけれども、前回のときにお諮りしましたように、きょうと、それから次回2月5日の2回で、概ねこの庁舎の機能の問題を中心に意見交換をしていただくようにしてはどうかということについて御了解をいただきました。その中で、きょうはできるだけいろんな方に、余り制約をせずに庁舎の機能について委員の皆さん方のお考えになっていることをいろんな分野から出していただいて、きょう出ましたものを整理をして、次回2月5日、第3回の会議のときにそれぞれの分野ごとに御協議をいただく、そんな形で進めさせていただきたいなというふうに考えておりますが、概ねそういう方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤原委員長 ありがとうございます。それでは、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

そのために、前回資料要求につきまして、吉田委員から当面の退職者数について、それから中村委員から類似団体の職員数等についての要求がございました。それに加えて、私の判断でそれ以外にも参考になるようなものはないかというふうなことから、若干、事務局の方に資料を要求をして作らせております。まず、事務局から、これら委員から要求がありました資料及び私の方から求めました資料につきまして説明をさせ、それを下に先程言いましたような意見交換を、意見を出していただく、そういう運びに進めさせていただきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から説明をしてください。

藤原事務局長 それでは、協議第2号の庁舎機能のあり方について、きょうは若干資料を用意させていただいております。

2ページ、資料1をお開きいただきたいと思います。まず、1番目の表ですけれども、これは15年4月1日現在の各町の本庁に勤務している職員をまとめたものでございます。美方町が50人、村岡町が82人、香住町が80人、合計212人となっております。それから、2番目の表でございますけれども、これは1が基になるわけでございますが、これも15年4月1日、当然、同じ時点での資料になっておりますけれども、部門別に人数

を入れたものでございまして、一応事務局で部門を統合いたしておる中で数字を入れておりますので、事務局が想定した形で表のまとめをさせていただいております。各町の部門ごとの人数の配置については、多少出入りはあるかと思えますけれども、1の表を基にして考えました分野別の人数がこのようになっておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

それから、3ページでございしますが、現地解決型業務に必要な職員配置表ということで、3町で、言葉がちょっと悪いかもわかりませんが、最も小規模な団体での現地解決型業務に必要な職員配置数の想定ということで、事務局で一応考えたものでございます。従って、これがコンクリート化されたものではございませんので、そのつもりでお聞き取りをいただければというふうに思えます。この前の会議でも現地解決型のための業務には部門別にこういった内容の業務が想定されますということで、例示をさせていただきました。その業務に職員配置を考えまして作り出したのがこの表になるわけでございますが、トータル的には、美方町の場合、15年4月1日現在で50名の職員がおられますが、現地解決型にする場合には30名程度の人数になるだろうと想定をいたしております。この中で議会につきましては、これは支所機能を持つ庁舎では職員はゼロになります。従って、本庁機能を持つ庁舎に議会の職員は集約されるという形になります。あと、総務・企画・税務という管理部門につきましても、本来本庁機能の庁舎に職員が移ることが想定されるわけでございますけれども、これらの管理部門の中でも、やはり各支所で業務を掌るものもございまして、とりあえず総務・企画・税務の中には6人程度を想定させていただいております。以下、同じようなことでそれぞれの数字を入れさせていただいておりますけれども、合計の30名という人数につきましては、現在の人数に比べますと約6割程度の人数になります。従いまして、あとの2町につきましても、現地解決型の業務を掌る場合には仕事のボリュームですとか、あるいは人口ですとか、そういった付加要件が加わることによって、この基本的な30人程度の数が40人なり50人になるだろうと、そういった形で増えてくるだろうという理解をいたしております。なお、近傍での協議会でも、支所機能を持ち、業務としましても現地解決型を目指すことを検討しております協議会でも、支所の人数は約30名程度というような原案で現在取り組みが行われておりますので、数字的には大きく変わらないだろうというふうに理解をさせていただいております。

次に、4ページの表でございしますが、これは3町の合併時の平成17年度から10力年の退職者の調べでございまして、この中で1は一般事務職、2は看護、保健、医療職、

3は保育職ということで、すべての退職者の表になっておりますけれども、庁舎のキャパシティ等を考えていただく場合には、1番の一般事務職の数字を考慮していただければというふうに考えております。ちなみに、美方町の場合10年間で11名、村岡町で23名、香住町で23名、合計で10年間で57名の退職者が現在のところ想定されております。

それから、5ページでございますけれども、これは現在の3町の職員数と類似団体との比較でございます。新町になりました場合に一体どれぐらいの職員数が妥当だろうというような協議が当然、行わなければいけないわけでございますけれども、この類似団体の定義といいますのが、人口と、2次、3次の就業人口等がこの類似団体を決める基になります。従いまして、それらの人口と就業人口の同じ程度の町ということにつきましては、なかなかその想定が難しいという中で、とりあえず人口が似ている町を類似団体というところをさせていただいております。3町が合併しますと2万3,271人ということになりまして、ここでは愛知県南知多町、ここが人口2万3,196人でございます。人口は類似しとる中で、2つの町の職員数を比較してみますと、真ん中の表の一般行政職のところをごらんいただきたいと思いますが、3町の合計では202人となっておりますけれども、人口的な類似団体の南知多町では170人ということで、現在の3町の職員が32名多いことがここで伺われます。さらに県内の町で宍粟郡の山崎町が人口2万6,725人と若干3町の人口を上回るわけでございますけれども、この職員につきましては一般行政職で166人ということになっておりますので、ここと比べましても3町の人口は若干多いということが言えるというふうに思います。

以上で、説明十分ではなかったかと思いますが、資料の御説明を終わらせていただきます。

藤原委員長 短時間でしたので事務局の作成をしていただいた資料も十分でないものもあると思いますけれども、それはこれからまた協議の中で追加して要求をしていただきたいというふうに思います。現在説明しました資料等も含めて、前回で提案しました庁舎機能の問題につきまして、いろんな角度からの御意見をいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。どの観点からでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

岩槻委員。

岩槻委員 この資料でお尋ねするんですが、2ページでございますね、これは本庁勤

務職員ということが冒頭にございますから、それでだなという理解していますけども、香住町さんの上・下水道の人数というのはここではゼロになっておるんですが、これは何人ぐらいになるもんですかね、ということは私の方の82人、香住町さんがトータル80ということで、まあ人口規模からいえば当然私の方が少ないのが普通でございますけれども、別の会計、本庁内にいないという意味で、ここでは上げてないという解釈ですね。その辺は何人実際はおられるのかわかりますか。

藤原委員長 事務局。社会教育の部分もゼロという数字の分について補完をしてください。

藤原事務局長 実は2ページの2の表で香住町の上・下水道と社会教育の人数がゼロになっております。これは現在役場庁舎外の施設で事務を掌っておりまして、こういった数字になっておりますけれども、実数につきましては上水道、下水道とも臨時を除きまして正式な職員が19名、それから非常勤の職員が2名おります。社会教育につきましては、正規な職員が3名、それから非常勤職員が2名ということになっております。それぞれ社会教育課につきましては中央公民館で、上水道につきましては森に水道事業所がございまして、下水道につきましては南庁舎で実際は事務を執っておりますのでこういった数字になっております。

藤原委員長 よろしいでしょうか。

岩槻委員 はい。

藤原委員長 他にどうぞ。

中村委員。

中村(暁)委員 これは記録にとどめてもらわない方が……。小言みたいなことで大変申しわけないんですけども、3ページのこの最も小規模な団体が、区分のところで美方町というようなことで、はっきり文字が出ておるもんで、大変美方町さんには失礼な記載の仕方じゃないかなということで、もうちょっと事務局の方、気をつけてやってほしいというふうに思っておりますし、先程、岩槻町長さんが言われるまでに、我々香住町の住民にとっても町の職員が随分少ないなという印象があるわけです。こういうふうな質問が出るまでに、本庁の職員数はこうなただけども、出先のところでも一般の職員はこうであるというようなことを、きちっと資料としてはつけてほしかったなというような思いであります。ちょっと小言みたいなことで申しわけないんですけども、よろしく願いいたします。

藤原委員長 今回の意見を十分これから配慮をしてください。

前回に出しとります庁舎の機能についての3分類の表とか、それから管理部門とか現地解決型業務の例示というふうなものを参考にしながら、より具体的にこうあるべきと違うかというふうな、それぞれのお考えになっている御意見をどんどん出していただきたいなと、議長としてはそういうふうに強く望んでおりますので、ひとつよろしくをお願いします。

三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。資料の3番のところで、職員数の類似団体との比較が上がっておりまして、ここでは愛知県の南知多町ということで上がっておりますが、人口だけで判断しますとこういったことになるんでしょうけども、実質的にこの町の面積が38.24平方キロということになりますと、現在のこの3町の合併の面積は36.9というような広大な面積の中で、人口的なものはそうかもしれませんけれども、そういったものが加味されないままの人口だけで出されたといったことで、職員数の増減というものの比較が若干違うんじゃないかならうかと。従って、もう少しそういった点についても気を使っていたと、なお一層わかりやすかったんじゃないかならうかというようなことを感じますけれども、この質問をお願いします。

藤原委員長 その点について、事務局、どういう形で選ばれたか説明をしてください。

藤原事務局長 先程も申し上げましたように、類似団体というのが一定の定義の中で決まるわけでございますけれども、この3町が合併した場合の人口や2次、3次の就業人口比率等が同じような町を選定するのに、ちょっと該当するところが見当たらなかったというのが実情でございます。やむを得ず人口比較で類似しているところを、きょうお示しさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

藤原委員長 よろしいでしょうか。

さらに時間をかけて、今、御指摘のような同人口、同面積に近いものについても調査をしてもらうように事務局には指示をしたいと思えます。

柴崎委員。

柴崎委員 それから、資料としてもちょっとお示しをいただきたいと思えますのは、前回配付いただきました行政機能区分と庁舎の機能配置についてというところの3ページのところに養父の例が出てますが、我々の合併協議会よりもちょっと先行してるわけでございますし、随分参考になると思えますし、近くでありますからいろんな意見交換も可能だろうと思うんですが、ぜひ参考にしたいというふうに思えますので、機能は書いてござい

ますが、役場の職員の配置でありますとか、想定だろうと思えますけれども、議論がどこまで進んでるか、ちょっときょう、わかりませんが、そういうふうなわかる範囲内で数字も出していただければ、我々も参考になるなというふうに思いますし、近くでありますから、またいろいろと意見も伺うことができると思いますので、是非ひとつそれも出していただきたいなというふうに思います。

藤原委員長 事務局、もし調査をしておるんでしたら、その辺のことについて御説明をしてください。

それでは、早急にその養父市の今の御指摘の部分につきましては、また事務局で調べてもらうようにします。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。5ページの数字的なものについて、ちょっと確認をしておきたいんですが、村岡町、美方町、香住町、そして、3町の合計ということで出ておるんですが、ここで香住町の合計ですね、全職員268名、これからさっき説明のありました本庁あるいは南庁舎、その他の事業所を含めて、非常勤も含めると106名ということになりますね。それを引いたもの、それから臨時の19名、これを引いたものが香住病院の職員というふうな理解をしていいのかどうか。43名ということになるんですけども、これが病院関係の職員というふうに理解をしていいのかどうか、それを説明いただきたいと思います。

藤原委員長 事務局、説明をしてください。

藤原事務局長 各町からいただいております数字で確認しますと、香住町の場合は病院を含めて正規の職員は239人おることになっております。15年5月1日現在でございます。その他に非常勤職員が49名ということになっておりますので、すべてが病院の職員ということではなしに、その他いろんな施設の職員等が当然あります。今の小学校関係でございますとか保健センター、保育所、その他公民館、そういった役場以外の施設にいろいろ張りついておる職員が病院以外でもたくさんおることになっております。

藤原委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、本城委員。

本城委員 今の説明で概ね理解はできるんですが、この3町の中で香住町さんだけが、やはりこういう病院というふうな特殊な職員を抱えておるわけですから、やはり、ぱっと見てわかりやすい状況での資料にいただいた方がよかったのと違うかなというふうな

思いがするんですけど。

藤原委員長 じゃあまた別途、そういう今、御指摘のような形でわかるような3町の職員構成について、事務局で資料をできれば次回に出させるようお願いしたいと思います。

御意見、積極的に開陳をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 美方町の吉田です。単純な質疑であるし、自分のとこでちょっと質疑しにくいなと思う部分があるんですが、先程言いました3ページの分なんですけど、要するに、美方町の、指摘はしていただいたんでありがたく、逆に中村委員の指摘、ありがたいようには感じとるんですけど、それはともかくとして、現実、これが30名ということで減るわけなんですけれど、現在いろいろな人間の関係におきまして、現実、今の部署よりも多くなってるようなところもあるんじゃないかなというふうな気がしとるんですけども、今のうちの部門に何人おるかということがよくわからない中でこういう質疑をして恥ずかしいようなところもあるんですけど、現実、今よりも多くなってるところはないでしょうかね。

藤原委員長 事務局、答弁お願いします。

藤原事務局長 2ページの2番の表が、この15年4月1日現在で分野ごとに数字を入れておりますけれども、その裏と分野が必ずしも一緒ではございませんが、この2番の数字を上回っているところはないというふうに理解しております。

藤原委員長 よろしいでしょうか。

吉田委員。

吉田委員 ということは、それでわかりましたけれど、その点につきましては。というのは、逆にこの数字を割り出した根拠がちょっとわかりにくいように思うんです。それは先回いただきました資料の中でいけば、こういう業務をするには大体このくらいが要するという根拠で出されたのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

藤原委員長 説明をしてください。

藤原事務局長 計算で出るものではございません。今、御意見いただきましたように、前回配付させていただきました現地解決型の業務の例がございましたが、それらの業務を掌るためには少なくともこのぐらいな人数が必要だろうという思いで作りました数字でございます。以上でございます。

藤原委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、御意見をどんどん出していただきますようお願いいたします。いろんな角度から御意見をいただきたいと思いますが、前回、全体会、いわゆる合併協議会で、事務所のあり方につきましては現地解決型で対応するという大前提になっておりますので、一つはやはり現地解決型とはどの程度の業務を置くことにするんかということは最終的に決めていくべき一つの課題だというふうに思っております。合わせて、この前回の資料で3つのパターンがありますけれども、分庁方式といいますが本庁と支所との間に、その中間的なものを置くかどうかというふうなことも、最終的には御議論いただく課題だというふうに認識しておりますので、それらも踏まえて、きょうは冒頭申しましたように、一つ一つ限定をして御意見をいただくような形はとりませんけれども、御発言をいただければありがたいなというふうに思います。

岩槻委員。

岩槻委員 ちょっとバックするところもありますけども、どうでしょうか、3ページに最小規模で現地解決型総合支所ということになるんでしょうが、30人と、そうすればここで御指摘もありましたけど、私の町では、では何人になるのかなということも思ったりいたします。香住町さんで現地解決型の総合支所になれば、では何人なのかなというようなことを思うわけでございます。その辺は事務局の方で踏んでみたようなことはありますか。私のところが何人になるのかなというちょっと感じを持つもんですから。

藤原委員長 皆さん方で質疑応答して、それを出すということになれば、また調べたらいいと思いますけどね。

上田委員。

上田委員 香住の上田であります。今、岩槻町長から質問が出ましたけれども、私の考えはきょうの協議は、たまたまこの資料、先程、うちの中村委員が指摘されましたように、私もここで美方町と名前が入っているのはいかなもんかと思いました。こんなことまで議論した覚えはないんです。形として支所で何人とか、それからここで何人という協議はするんだけど、少なくとも今までの中でじゃあその支所はどこの町にしようとか、本庁に当たるものはどこにしようという議論は一回もしたこともありませんし、まだ、するような場面じゃないと思います。ですから、あくまでもこの美方町はこれは事務局のミスだったという今回は見方をして、あくまでも支所だったら何人ぐらい。今、岩槻町長言われたように、じゃあうちの町だったら何人と、そうでなしに、支所であつたら何人ぐらい、それから本庁舎であつたら何人ぐらいと、僕はこのぐらいな範囲でとどめておくべきである

というふうに思います。

藤原委員長 事務局のつくった意図をもし説明ができるのであれば説明をしてください。

藤原事務局長 基本的には現地解決型の業務を執行するためにはどのぐらいの人数が必要だろうということについては、一応、数字的なものは出せるかもわからんですけども、その関係には、やはり先程も若干触れましたけれども、人口ですとか、仕事のボリュームで同じ支所機能を満たすための職員配置を考えましても、そこには当然増減があるかどうかというふうに思っております。岩槻委員から御質問がございましたが、実は3町に、この前回お示しさせていただいた現地解決型の業務についてどのぐらいの人員配置が必要だろうということで、ちょっとお願いをしていたわけでございますけれども、ちょっときょうの日に間に合わなかったということで、一つの検討材料ということで、事前に美方町さんにも御理解をいただく中でこういった資料の提出をさせていただいたということでございます。

従いまして、それぞれ3町が支所としての機能を満たすためには、どの程度の職員配置が必要だということにつきましては、次回の小委員会には、何とか3町の皆さんにも協力いただいて示せるようにさせていただきたいというふうに考えております。

藤原委員長 じゃあ、私からも見解を出しときますが、あくまで事務局がつくったのは美方町の人数というふうなことで、前回出しました現地解決型の業務を処理する上で、およそ何人ぐらいの職員数が必要であろうかという、一つの目安として作ったものだというふうに、今説明しておりますので、その様に、この小委員会としては理解したいというふうに思います。よろしく申し上げます。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。私は庁舎の機能のあり方で申し上げてみたいんですけど、2ページにあります、やっぱり3町の合併はかなり細長い町であるという形の中から、本庁、分庁、支所方式がいいんでなかるうかなという感じがするんですけど、そういう形で、いわゆる業務分担で行政をやる方がいいと違うかなという感じを抱いております。

藤原委員長 きょうは一つの意見を中心に議論をするということでなくて、いろんな御意見をいただきたいと思っておりますので、今の谷淵委員の意見も意見として拝聴するというふうにとどめたいと思っております。こういう形でいろんな観点からの御意見をいただければありがたいと思っております。

上田委員。

上田委員（代理） 美方町の上田です。今、庁舎の機能のあり方につきまして検討しておるわけですが、先程、谷淵議長さんの方からも意見が出ましたが、今一番、町の中心から町の中心をつなぎますと30キロ以上の町に、細長い町になるわけですが、住民が一番心配するのは、やっぱりサービスが低下しないか、これが一番心配されるところであろうと思います。そういうことで、私は現地解決型の方法をとられたことが、これはもう最良であると、このように考えておるわけですが、そこで、庁舎をどのようにするのか云々は別としまして、現地解決型、先程、岩槻町長の方からも、例えば村岡であればという発言もありました。その町によって面積が違います、範囲が違います。やっぱりそれによって職員数も変わってくるであろうと思います。その辺のやっぱり現地解決型の支所、3支所できるわけですので、それらの規模についてもやっぱり事務局の方でどのようになるのかを検討する必要があるかと思っております。現地解決型で進めるということで、是非ともそこを重点に置いていただきたい。本庁とか分庁とかいう意見もあろうかと思いますが、また後程、私なりの意見は出させていただきたいと、このように考えております。

藤原委員長 井上委員。

井上（源）委員 きょうは、もう庁舎の機能のあり方ということで、意見が出るのが一番これが本来の目的であろうと思います。それで、特に私、村岡町ですから、村岡町の場合は非常に規模的に面積が細長い部分で、現在、村岡町は村岡町としての機能を幾つか持っています。その機能が停滞するということになれば、やはり住民に納得をしていただけないというのが、これはどこの町も一緒だと思うんです。そのためにやっぱり現地解決型とはいいいながら、それ以上のものもやはり必要もある部分が出てくると思うんです。本庁の場合にはこういう管理部門が書かれているんですが、出向いていく管理部門なのか、そこで現地解決の上乗せの上で行政を進めていくという、もう待ったなしのやっぱり今の時代ですから、それでないと住民が安心してそこで暮らしていただけないというのが、私たちがそれをどうして解決していけばいいのかということが、一番、これが本当に考えていかなかったらいけない大事なことだと思います。それで現地解決型とはいいいながら、それ以上にワンステップ上を見ながら、やはり分庁方式っていうか、まだ分庁になるのか支所になるのか、それはっきり決まってないわけですけど、そういう総合的にそういうふうなものの行政の営みが後退しないような形で、そういう歩みができるような仕組みに進むようお願いしたいなと、私たちはそういうふう考えております。

藤原委員長 ありがとうございます。

吉田委員。

吉田委員 今の意見も含めてなんですけれど、美方の吉田です。要するに基本的に現地解決というものの、いろいろと先回の資料の中にもあるんですけど、結果としてはどこまで、言葉は悪いですけど決裁というか決定権限があるのかということが一番重要になってくると思うんです。一々わかりませんけれど、仮に本庁ということになれば、そこに一々お伺い立てにいかないかとかいうことになれば、これもすぐ、もっと言えば住民が来たときにそれは本庁へ行ってくれやというふうなことで、本当にはたしていいのかというふうなこともちょっと思われるわけですね。だから、その辺のどこまでの権限を持たせていくのかということが、一つの現地解決型という意味には大きく含まれてるというふうに思いますし、ただ、言葉は悪いですけど一担当者があって、ある程度お聞きしますわというぐらいな感覚では、なかなか現地解決型ということにならんような気もするんですんで、そういう点もひとつ考慮せないかなのかなというふうな思いはちょっとしております。

藤原委員長 それぞれの委員の皆さん方、それぞれ御意見を……。

谷淵委員。

谷淵委員 先程私が申し上げましたのは、3カ所に現地解決型があるんですから、その上に本庁、分庁の中で、例えば井上委員が言ったように各町にそれぞれの特徴のある産業構造であるとかいろいろあるんですから、それらを含めて住民が安心してということになると、細長い町であるので本庁、分庁で業務を進めていきただいて、先程委員が言われたように決裁の権限はどこまであるんだというふうなことを私は考えていく必要があると思います。

藤原委員長 岩槻委員。

岩槻委員 いろいろ意見が出ておりまして、やっぱり3町それぞれ特色もありますし、面積も相当広いわけでございますし、端から端までは約40キロぐらいあるでしょうか。私の町だけでも東西22.2キロあるわけございまして、そこで現地解決型ということとはやっぱり理念として一番大事な点だというふうに思います。としながら、やはりそれぞれの町の機能と、あるいは公的施設の集積とか、あるいはまた産業の構造とか、いろいろ加味する部分があるというふうに思います。そういった点で、既に前回のときに各庁舎の機能配置の類型ということが1、2、3と示されておるところでございまして、その部分のどれを選択するのかということになるというふうに思っておるわけでございますが、私

としてはやっぱり海あり山あり川あり、牛ありカニあり、いろいろな産業構造がある中で、できるだけある程度産業的な機能も果たせる体制ということも大事ではないかというふうにとらえておるわけでございまして、先程出てますように、現地解決型を堅持しながら、ある程度機能の役割、そういうものが何ていいでしょうか、できるだけ果たせるような、例えば本庁、分庁といいでしょうか、そういうことも検討の中でやっぱり大いに論議していただきたいなというふうなことを思います。

藤原委員長 ありがとうございます。でき得れば一通り、いろんな角度からのお持ちの御意見を発言をしていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

橘委員。

橘委員 香住町の橘でございます。3ページの現地解決型の職員数の配置、これはあくまでも想定ということが書いてあります。実際に3町が一緒になった場合、例えば美方町でやっておられたようないろいろなものをすべて現地で解決できる、これはもう絶対必要なことだと思います。そのためには最小限何人要るかということで、ここに30人という人数が出ておりますけども、非常に人数が少なくなります。その中で、例えば産業・建設11人、上・下水道2人というようになっておりますけども、恐らくこれ何か事故が起きた場合、他の課の方も手伝いに行かなければならない、そういうような状態が出てくるんじゃないか、そのように思います。ですから、あくまでもこれは基本線ということで書いていただいていると思うんですけども、非常に気になることが出納が1というふうになっております。現在、美方町さんと村岡町さん、出納1になっておるようなんですけども、大きな大金を扱う場合に、恐らく臨時職員なり、あるいは金融機関の方がついておられるとは思いますが、出納1と同時に、例えば総務・企画・税務の中にこれを含めて7とするとか、そういうような扱いにさせていただいた方が金銭の管理上非常にいいんじゃないか、これはあくまでも想定ですので、どうしろというんじゃないんですけども、そういうふうにご検討いただいた方がありがたいんじゃないかというふうな気がいたします。

藤原委員長 ありがとうございます。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村でございます。まず1点ですけども、3ページのいわゆる現地解決型業務に必要な職員配置数、ここに御丁寧に美方町のサンプルを記載していただいているわけなんですけども、まだ、我々はいわゆる本庁の位置とか、支所なのか分庁なのか、そのような位置について全く議論してないわけですので、示されたことはある意味ではあ

りがたいかもわかりませんが、できればここに提示いただくときには、いわゆる一つには本庁、いわゆる機能を果たすためには何名ぐらいが必要なのか、それから美方、村岡、香住の現地解決型の支所的なものについてはどれだけ必要なのかということを明記していただければよかったなという思いがしてるところでございますので、この件につきまして、また、次回でもできれば御提示をいただきたいというふうに思いますし、2点目ですけれども、行政機能でいろんな御意見が出されているわけでございます。一つには本庁、分庁、支所というような御意見もあるようでございますけれども、ここで合併というものは目的ではなくあくまで手段であると。目的は行財政の効率化、新しい町のグランドデザインづくり、いわゆる新しい町をどのように作り上げていくか、3つ目には行政システムの刷新であると言われております。これはすべての小委員会にも通ずる基本であろうかと思うわけでございます。

事務所の位置を選定するためには、大きく分けて2つあると思うわけでございます。一つは3町住民の利便性、これは当然のことでございます。あと一つにつきましては、先程申しましたように合併の理念である行財政運営の効率化と財政基盤の強化にあるかと思えます。分庁方式につきましては確かに一長があり、私も一定の理解はしているつもりでございます。しかしながら、基本的には窓口が分散するために住民の利便性に問題が残るということと、これが恒久的ということになると管理運営上合併の理念に反する部分が多いと思われるわけでございます。また、分庁方式とすると、分庁舎の位置は当然条例制定をしなければならない。これをいわゆる将来条例改正をするには相当のエネルギーを必要とすることとなると思うわけでございます。しかしながら、構成町の住民感情として分庁舎の設置についてこだわりと申しますか、そういう要望が強いということであるならば、一つの提案といたしまして、条例上はあくまでも1本庁2支所、これが養父郡みたいに地域局なのか名前はいろいろあるかと思えますけれども、基本的には条例上は1本庁2支所、現地解決型の2支所として将来職員も適正規模となり、本庁舎にそれなりの人員配置が可能となるなどの環境整備が整うまでの当分の間、支所にもし、分庁ということがどうしても必要だということなら、支所に分庁の機能を持たせるという方策がいかげなものかどうか、この辺を委員の皆さんの御意見を賜りたいというふうに思います。以上です。

藤原委員長 ありがとうございます。今の中村委員のお尋ねの件も含めて、新たな観点で他の皆さん方の御意見もいただきたいと思えます。どうぞ。できればまだ御発言のない方、一巡まずお願いできたらと思えますので、よろしく申し上げます。どうぞ皆さんも

う少し、まだ休憩の時間まで少し時間がありますので、もう少し御意見を出していただいでから休憩をと思いますので。

吉田委員。

吉田委員 美方の吉田です。基本的に行政機能のあり方というものについて、やはり積み上げ方式の方法がいいと僕は思っどんです、進め方としては。要するに先程うちの中村委員も言っどるわけなんですけど、基本的には現地解決型というのがどこにも要るわけですね。そういう中をきちっと固めてから、じゃあ、今言っどた本当に細長い町なら、またもっどと言えば産業構造的に違うなら、もっどと言えば海と山が違うなら本当に分庁でいいのか、いや、やっぱり行政改革上それは必要でないじゃないかと、そういうふうな進め方でないと、まず現地解決型というものがどこまでのエリアを押さえられるのかということきちっとやっぱりしていけないと積み上がってこないと僕は思っどますんで、その辺、やはり進め方としてはそういう進め方の方がいいんじゃないかなと個人的には思っどて、先程、現地解決型の部分で権限はどの辺にあるのかというふうに、ちよっど発言させていただいたと、このように思っどております。

藤原委員長 そういう観点から、この原案に対してもっどこうすべきじゃないか、この程度でいいんじゃないかとか、少し意見も交えて御発言をいただければ、後の段階における議論が円滑にいくと思っどますのでよろしくお願ひしたいと思っどます。

岩槻委員。

岩槻委員 いろいろ現地解決型の支所でございますとか、あるいは総合支所になるのか、いわゆるそういう御意見はわかります。是非とも現地解決としながら、全体を考える場合、いろいろな町に施設があります。例えば、今後大いに掘り下げていかななくてはならないのが、私の町では病院問題、養父市になる、そうなるとこれをどうするのか、まあ随分と町民の中からも声があります。高校がどういう位置づけになっていくのか、これは私の町が考えるでなくて全体でやっぱり考えていかななくてはならないことが、やっぱり何ていいましょう、いろいろと検討を進めていく中に必ず展望を持たなくては問題であると。そうなりますと今言っどどっかの本庁で、あと2町は現地解決、これは理念としてはまあ正しい面があると思っどますが、政策的にどういう道をやはり今はとるべきかということをおかなくてはならないなということをお自身は思っどておるわけございまして、そういう面からいけば、やっぱり時によれば見方、考え方はあるとしても、他の今度は公共団体との絡みの中では、時によれば本庁、分庁方式もやっぱり大いに検討しておかないと、ただ現

実的にはこれが一番いいと、確かにそうなんですが、やはり町民サイドに立って将来の展望をするときにはそういうことも加味しておかないと、やっぱり後々に、5年、6年、7年たったときにどうかということをやっと危惧をしておると、そこでそういうことを主張しておるといふことでございます。

藤原委員長 ありがとうございます。

柴崎委員。

柴崎委員 香住町の柴崎でございます。機能を考える上におきまして、視点というのは3つぐらいあるんじゃないかなと思っております。まず、行政の効率化、これは言うまでもないことであります。それによって本庁機能をいかに効率を上げるかということが1つであろうと思ひますし、2番目は住民サービスの低下を食いとめ、むしろどなたかがおっしゃったように住民サービスを向上させるというふうなためには、おっしゃっておりますように現地解決型、あるいは支所機能の充実だろうと思ひます、これが2点目。3点目は、本庁がどうしてもなくなる町が2つ出てくるわけでありまますから、そこら辺の職員の減による過疎への心情的な不安というんですかね、そういうような不安感に対する考慮というのは、お互いにこれをやっぱり考えていかないかんだろうと思ひます。

特に2番目の住民サービスの問題なんでありますが、岩槻町長さんもおっしゃったわけでございますが、私は根本にまちづくりをどうするかということも非常に大事なポイントじゃないかなと思ひてます。つまり、高齢化率の高い町でありますと、老人の問題、あるいは福祉の問題、そういうものが非常に深刻な問題になってくるわけでありまして、そういうふうな一番の町民の皆さんが不安に思っていることを一番力点を置いておくっていうのが行政の非常に大事なポイントじゃないかなというふうに思っているわけでありまます。最近孤独死でありますとか、地域社会の崩壊によっていわゆる村落共同体というのが日本全国崩壊しとるわけでありまして、特に、この但馬の地域、我々の3町の地域っていうのは、それが非常に深刻な問題であるわけでありまますから、香住町もそうなんでありますが、高齢化率からいいましても美方、村岡の場合はやはりそういったことに力点を置くべきだろうなど、つまりいろんな機能を考えながらやるんでありますが、町によってその力点の置き方が違ふだろうというふうに思ひます。従って、モデル的な先程の提示もございましたけれども、私の町はやっぱりこういうことに一生懸命取り組まないといかんと、あるいは町民の皆さんの不安を解消したいというふうなことが議論されるだろうと思ひます。そのことを十分配慮しながら全体的なバランスの中からそれぞれ、例えば先程の美方町云々

がありましたけども、住民・福祉・健康、これが一応役場の職員が7人というようにありますが、いや、もっと欲しいなということも可能だろうと思いますし、そんな議論をやっぱり進めていかないかんと違うかなというふうに思います。従って、このまちづくりというものをベースに置きながら、メリ張りのつけた機能分担というんでしょうかね、そういうことを考えていかないかんとというふうに思っております。それが1点。

それから、先程中村委員さんの方からも出ておりました件なんですけど、私は先程養父の問題を資料請求求めたんですけど、養父市の場合が、本庁と3支所、呼び方を地域局というふうに言っとるようではありますが、ただ、この中身を見ますと、ここに書いてありますように、一部他の部門機能というものを、産業経済部、あるいは企業部、教育委員会、それを養父町に置いております。置いておりますが、普通我々考えると、これは分庁というような格好になると思いますが、ただ、これは聞いてみますと分庁という意識はないようでありまして、支所というとらえ方で、物理的に八鹿町の役場がそれを全部収容できないんで、支所の中に一部他の部門の機能を取り込んだという考え方のようでありまして、それも一つのやり方かなと思います。中村さんおっしゃったように、確かに条例を一端決めてしまいますと、後でそれを変更するというのはかなりのエネルギーが要りますから、十分、今の段階で議論をしておいて、将来あるべき姿に向かって決定を下すというスタイルがいいんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

藤原委員長 ありがとうございます。他にございますか。

三好委員。

三好委員 村岡町、三好です。先程いろいろと御意見が出ておりますが、合併は形だけで実質的な内容が伴わなければ住民は満足いたしません。従って、住民サービスというのは低下してはならない、負担が多くなってはならない、あるいは過疎地が過疎地になってはならないということは非常に住民の関心事であるというふうに思うわけでありまして、特に、役場の庁舎がなくなってしまうということにつきましては、多く寂しさを感じ、そして何か抜けたような感じがするのが実質的な住民の感情だろうというふうに思うわけでありまして、従いまして、先程出ておりますように、本庁の問題、機能の問題について検討する中で、現地解決型の機能を備えた支所を置けば十分いけるんじゃないかなろうかといった形の中で、大体適正人員30名程度前後ということが、まあまあ他の団体から見てもいけるだろうというふうな感じでここに資料が上がっております。

しかしながら、住民感情はそれだけでは満足しないということですので。役場におる、いわ

ゆる庁舎における職員が、極端に、私のところを申し上げましてなんですけれども、80人
おる職員が30名になった場合、50人の職員が減ることについては、非常に寂し
さを過疎的になったんだというような感じがとられてもやむを得ないというような状態が
恐らく思われるだろうというふうに想像いたします。従って、先程、美方町の中村委員か
ら出ておりますように、現在3町におきます職員というものが二百何十人あるといった中
で、他の類似団体からいきますと170名程度で賄っておるという中で、残る人員をそう
いった本庁に倣いといいたまいますか、そういったところに配置をして、そういった住民の感
情を少しでも和らげつつ、そして、時には最終的に住民がそういう形の中の行政が協力を
得られる事態になれば整理をしていくということも、一つの大きな方法ではなかろうかと
いうふうに思うわけでございます。

従いまして、問題は住民サービス、あるいはそういった住民に対するものがマイナスに
ならないような形の合併の組織を考えていく必要があるのではなかろうかというように考
えたいすわけでございます。現地解決型の形を当然、どの程度の権限が付与されるかとい
うこともまだわかりませんししますので、そういった点も十分考慮する中でこういう機能
についてのお決めにいただけたらありがたいというふうに思います。

藤原委員長 ありがとうございます。

香住の中村委員さん、何か途中御予定を聞いておりましたので、もし御意見がありまし
たら特別に御発言をいただきたいと思います。

中村(暁)委員 大変難しい問題に差しかかっているとこじゃないかなというふうに思
っておるんですけども、私は香住町ですから、当然、本庁はというような気持ちでおっ
ちゃあ具合が悪いというふうな思いですと話を聞いておったんです。じゃあ、香住町が支
所になったらどうなのかなというようなことを考えますと、先程、岩槻町長さんが申され
ましたように、そこに住んでた者の気持ちってというのは随分不安になるんじゃないかな
という思いがするわけです。美方町の中村委員さんも、それから香住町の柴崎委員さ
んも、合併の基本的な部分だとかいうふうなことはよくわかるんですけど、そこに住む者
の気持ちってというようなものは、なかなかそこに今まで住んでた者の執着心というものが
やっぱりあるのかなというふうに思っとるんです。この3町の合併をしようと思いまし
たら、そのあたりのところも十分に考えておかないといけないじゃないかな、そうすると岩
槻町長さんの言われてることももっと考えないけんのかなというふうな思いがしてありま
す。

藤原委員長 ありがとうございます。あと一、二御発言がありました後、休憩に入りたいと思います。どうぞ。

板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。今、各委員さんからいろいろな御意見が出ておられまして、どの意見もなるほどなという面もございます。ただし、先程基本的な面も言っておられましたけども、合併のメリットとは何だろうか、当然、財政的な面からも考えていかなくちゃいけないというふうに思うわけでございますけども、先程から出ておりましたように、非常にこの3町が合併すれば細長い町になるという中で、今も中村委員さんからも出ておりましたけれども、それぞれ3町ございましたら、それぞれの町の考え方もあろうかと思えます。それと今の住民の利便性、住民のことも考えていかななくてはならないと思うわけでございますけども、3町の、どこに本庁が行くのか、また、支所になるのか分庁方式になるのか、その辺のことも十分考えて、これから進んでいかななくては行けんというふうに思うわけですけども、その辺のことも十分考えながら、当然、一般住民の皆さん方、こうなったんだということになったら、何だいやというようなことのないように、考えていかなくちゃいけないかということをおもうわけでございます。今も3町、本庁以外は分庁になるのか支所になるのかなるわけですけども、非常になくなる町は従前よりも心寂しい面が出てくるというふうに思うわけでございますので、その辺も十分考えながら対応していかなくちゃいけないかということをおもうわけでございます。

藤原委員長 ありがとうございます。

朝倉委員。

朝倉委員 美方町の朝倉です。前回所用でちょっと休ませていただきましたんで。きょう、庁舎機能のあり方ということで議論をしておられるわけですけども、ここに示されております3つのやり方と、それから、きょう、美方町の中村委員がおっしゃいました便宜上分庁的な機能をというふうなこともあったわけですけども、どうも皆様のお話を聞きしておりますと、ある一定の方向性が何か出てるような気がいたしまして、私ちょっとすっきりしない部分があります。それはそれぞれ、私のとり方、うがった考えなのかもわかりませんが、ちょっとその辺が何かひっかかるような気もしますけども、概ね皆さん言っておられることは、あとは分庁なのか支所なのかというふうなところだろうなというふうに思っております。以上です。

藤原委員長 ありがとうございます。他に御意見はございませんか。そしたら、議事に

入りまして1時間15分近くなりますので、少し休憩をとりたいと思います。

それでは、3時30分まで約15分の休憩をとりたいと思います。再開後、また前半の意見をもとにいろんな御意見をいただきたいと思いますので、どうかよろしく願います。暫時休憩をいたします。

〔休 憩〕

藤原委員長 それでは、お揃いのような感じですので、会議を再開したいと思います。

ちょっと雪もひどくなってきたような感じもしますので、後半は集中的に御意見をいただいて、でき得れば4時過ぎぐらいには終了したいと、こんな目途で会議を進めたいと思いますので、よろしく御協力の程をお願いします。

前段でいろいろと御意見をいただきました。それらの意見の補完的なこと、それから委員さんの御意見に関連をして自分はこう考えるということも含めて、後半は新しい角度からも含めた御意見をいただければありがたいと思いますので、どうかよろしく願います。

上田委員。

上田委員（代理） 美方町の上田でございます。きょう庁舎の機能のあり方ということで現地解決型が決定しておるわけでございますが、庁舎の機能等に付きましては、これはさておきまして、とりあえず現地解決型の機能をどのようにするのか、先程、うちの吉田議長の方からも意見がありました。どういう機能をしていくのか、例えば、現地解決型であれば大体すべてのことが現在の役場庁舎の中で解決できる方向をとろうとしておるわけでございますので、どういう組織にしていくのか、決裁系統の問題も出ております。トップにどういうものを置くのか、そういうことも、やっぱり、他の団体でもこのような現地解決型の方法をとっておる市町もあると思います。それらを十分資料を収集しまして、次回には実質どういうことをやっていくのかということの検討をする必要があるんじゃないかと、このように考えます。

藤原委員長 冒頭、会議の進め方でもお諮りしましたように、きょうは自由にいろんな意見をいただいて、それらの中から問題点といたしますか検討課題を何点か絞って、次回は進めたいと思っておりますが、その一つに、きょうもいろいろな御意見の中で、今、上田委員の言われた現地解決型とは、3町においてはどの程度どういうことをするんだという

ことについての詰めを、次回は一つの大きな課題としたいと思っております。従いまして、関連する資料を事務局に、次回までにさらに早急に調べさせまして、集中的に議論したい。それだけじゃありませんけど、大きな課題の一つであるという認識を持って取り組んでいきたいと考えております。

どうぞ他にも御意見いただけましたら。そういう観点から、次回にこういうことを中心にというふうな検討課題の提案も含めて御意見をいただければありがたいと思います。

岩槻委員。

岩槻委員 重ねて申し上げるんですが、次回一つの機能の方向づけを出していくという中で、現地解決型にはどういう機能を持たせるのか、これも大事でございます。前回のときにあります本庁方式なのか、そうでなくて分庁方式なのか、現地解決なのか、本庁以外は現地解決型の支所になるのか、それが一つのキーポイントになると見ておるものですから、その辺を次回なら次回、出すなら出すというようなところも、きょうやっぱり確認しといていただきたい。やっぱり本庁分庁方式、どれをどういくのか、他の2つは支所なら支所、そうでなくて、私の言っておるのは本庁分庁論言っておるものですから、そこを是非、次回なら次回、それも申し上げておきたいというふうに思うわけでございます。

藤原委員長 今、岩槻委員から、次回検討課題の提案がありました。御意見、その方向でよろしいでしょうか。

なければ、それも課題にしたいというふうに思います。

その他御意見ございますか。事務局の方に資料を求められるような問題につきましても御注文いただければありがたいと思います。

その前に、本城委員。

本城委員 美方の本城です。資料の3ページに美方町ということで一番小規模な団体の想定で数が載っておるわけですが、これにしてもさっきうちの上田委員の発言、あるいは吉田委員の発言があったように、どの程度の解決をするかによってこの数も変わってこようかというふうにも思うわけですし、やはり美方町の場合は、ここにこういうふうに数字をあらわしていただきましたので、もうこれは結構ですけども、次回には例えば村岡町が支所になった場合だったらどのくらいの数が要するのか、あるいは香住が支所になった場合だったらどのくらいの数が要するのかということ、やはりきちっと載せるべきじゃないかなと、それによって、またいろんな考え方が出てくると思うんです。現地解決型、じゃあ上田委員が発言しておりましたが、どの程度のところまで解決をするのか、それによ

ったらどういう配置を、トップにどういう配置をしていくのかというふうなことによって、かなり変わってくるだろうと、そしてまた、それによって、じゃあその程度までの解決ができるんだったら支所でいこうやというふうなことが出てこようかと思うんです。ですから、それらの資料を次回には是非お願いしたいと思うんです。

藤原委員長 よろしいでしょうか。今3町のそういうおおよその人数のものもというお求めですが、それではそれも資料として事務局につくらせます。

その他、きょうの議論の中から、特に今出ました課題2つ以外にもこんな観点もというふうなことを、特に委員さんの方から御指摘がありましたら対応したいと思いますが、いかがでしょうか。できるだけ、次回には集中的にそれらの課題の議論を進めたいと思いますので、御注文をきょうは十分お聞かせいただいた方がいいと思いますからよろしく願いします。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。ここに現地解決型、あるいは分庁というふうなことが出ておりますので、できましたら委員の私たちの中でその実態を視察して行って、分庁方式はどうであったとか、あるいはそっちへ行ってみたら現地解決型はやはりもっとこうしなきゃいけないかなというふうなことも出るだろうと思うんで、ひとつその辺のところもどっかいい視察地があったら考慮に入れていただきたいというふう考えております。

藤原委員長 谷淵委員の御発言の趣旨、いかがでしょうか。一度事務局にそういうところが、適当なところがあるかどうか調べて、次回に報告をさせるということにしたいと思います。その上で御判断をいただくようにしたいと思います。

柴崎委員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。現地解決型の機能をそれぞれの町が持つということになった場合に、問題はどこら辺までその権限を支所に持ってもらおうかと、特に予算執行権というのは非常に大事なところだと思いますし、前の5町合併のときもそのことも議論した経過があります。私はやっぱりある程度その予算執行権までどの程度の範囲というのは、これ議論しないといかんと思いますが、持っていただかないと、現地解決にならないというふうに思いますので、権限についての判断するような材料、そんなものが提示されれば非常にありがたいというふうに思いますし、ぜひ次回、そのことも議論したいなというふうに思ってます。以上です。

藤原委員長 今のお話は支所長といいですか、いわゆる支所の責任者がどの程度その責

任者の範囲において権限行使ができるかということだと思しますので、その辺も含めて現地解決型のあり方というのを総合的に検討するというふうにしたいと思えます。

吉田委員。

吉田委員 美方の吉田です。今のあり方ですね、要するに現地解決型の。その中のヒントといいますか、今、現在、国の方が例の制度改革の話で、ちょっと名称忘れただけで審議会が答申、出てますよね、審議会のあり方も含めて、要するに基本的には何ていいですか、旧町がそれぞれの権限を持ちながら結果として有機的に結びついていくというふうな、そういうふうなスタイルもいいんじゃないかと、要するにもう合併したからすべて一体にならなければならないというふうなことではなく、そういうふうな多角的といいますか、そういうふうな中でそういう合併の一つのスタイルを考えたらどうかというふうな答申も出てると思うんです。そういうことも含めてそれに参考になる部分があるのかどうか、ちょっと私自身も定かでないんで、ないならいいんですけど、あればその辺もあわせて検討をしてみたいなというふうな気もちょっとしてるんですが。

藤原委員長 その辺も事務局によく調べさせておきます。

他に、この際、御意見がございましたら御発言を願いたいと思えます。どうですか。再三言っておりますように、次回はもう各論の議論に入りたいと思えますから、総論の部分はきょうというふうな位置づけをしておりますので、もしそういう観点から御発言、まだ漏らしておられる方がありましたら御発言をいただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。今、抽象的な表現で現地解決型という言葉が先行してるわけでございますけども、一口に現地解決型と言われても、抽象的な言い回しでは人それぞれ当然のことながら思いはいろいろ違うと思うわけでございます。どこまでの権限を与えることを現地解決型というのか、どのような行政機能を配置することにより現地解決型というのか、もう少し掘り下げた具体的な検討、議論がないと、どうも私自身もう少し、抽象的な現地解決ということだけでは理解がしがたいし、皆さんも統一した見解を持つべきじゃないかというふうに思えますので、さっき言ったようなことをもう少し次回掘り下げて議論していただければという思いがしております。

藤原委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

岩槻委員。

岩槻委員 いろいろ意見が出ておるわけでございますから、現地解決型、決裁であれば既に各町から課長は何百万までが決裁やれるとか決裁規定があるわけでございますし、しかし、合併によつての現地解決型の権限というところで皆さんから御意見が出ておるといふふうに思うわけです。是非ひとつ、先進地の例があります。恐らく養父市だつてそういうおっしゃるようなことがきちつと決まつた上でのあれだと思ひますから、是非、事務局の方がその辺の資料収集もしていただいて、これだけ出るわけでございますから大事なことだといふふうに思ひますんで、事務局の方、是非、ひとつ先進事例を資料収集をお願いしたいと思ひますが。

藤原委員長 大体御意見をいただいたといふふうには理解してまふので、何回も言つておりますように、次回は各論の検討をしたいと思ひます。その第一は現地解決型体制といふのをどうするか、具体的に議論ができるようにできるだけ材料を事務局で集めてもらつて議論したい。あわせて本庁、分庁、支所といふふうなのをどうするかといふふうな関連をしたことにつきましても具体的検討をしていただいて、概ね庁舎の機能とは大体3町の場合はこつう方向だといふふうなものが、うつすらとでもわかるような形を、次回には持つていきたいといふふうには思つておりますので、それぞれ委員の皆さん方、きよの少し総論的な議論を参考にして、それぞれの御意見をまとめておいていただきたいなといふふうには思ひます。きよの議論の内容につきましても、少なくとも次回の1日ないしは2日前に事務局で整理をしてお届けをさせていただきます。それらも踏まえて、さらに資料も早くできた資料は事前に送らせていただく、そのよふな努力もしたいといふふうには思つておりますので、よろしくお願ひしたいといふふうには思ひます。

それでは、きよの議題についての議論はこれで終わらせていただきます。本当に御協力ありがとうございました。

事務局の方から連絡事項がありましたらお願ひをします。

藤原事務局長 長時間御協議御苦勞さまでした。

それでは、5番目にその他といふことで本小委員会の次回以降の日程を上げさせていただきます。第3回目が2月5日木曜日、午後1時30分から村岡町の老人福祉センター、それから、第4回目が2月16日月曜日です、時間は同じく1時30分から、香住町の文化会館、2月26日につきましては時間が午後6時からといふことで予定をさせていただきます。大変恐れ入りますがスケジュール調整の方をお願ひしたいと思います。なお、プリントでは美方町の老人福祉センターになっておりますけれども、この

会場の総合センターということで御訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

藤原委員長 それでは、本当にきょうは長時間にわたりまして御議論をいただきましてありがとうございました。いよいよこれから具体的な議論の展開になると思います。委員の皆さん方の積極的な御参加と、それからいろんな面で議事運営について不手際もございましたけれども、御協力、御指導のほどをお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
新町の事務所の位置等検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員